

議案第 95 号

飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 8 月 31 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

河合・宮川乗合タクシーの使用料の改定及び稲越乗合タクシーの新設に伴う改正

飛驒市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する 条例

飛驒市地域公共交通事業に関する条例（平成27年飛驒市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

乗合タクシー	河合・宮川乗合タクシー	河合町内
		宮川町内（角川駅を含む。）

」

を

「

乗合タクシー	河合・宮川乗合タクシー	河合町内及び宮川町内
	稲越乗合タクシー	河合町内の一部
		古川町内の一部

」

に改める。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

飛驒市地域公共交通事業に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行				改 正 案			
第1条・第2条 略 (路線の名称及び運行区域)				第1条・第2条 略 (路線の名称及び運行区域)			
第3条 バス等の路線の名称及び運行区域は、次の表のとおりとする。				第3条 バス等の路線の名称及び運行区域は、次の表のとおりとする。			
バス等の区分		路線の名称	運行区域	バス等の区分		路線の名称	運行区域
定時定 路線型	コミュニティ バス	略	略	定時定 路線型	コミュニティ バス	略	略
	乗合タクシー	略	略		乗合タクシー	略	略
デマン ド型	乗合タクシー	河合・宮川乗合タクシー	河合町内	デマン ド型	乗合タクシー	河合・宮川乗合タクシー	河合町内及び宮 川町内
		_____	_____			_____	_____
		_____	_____			_____	_____
以下 略				以下 略			

飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する 条例（案）要旨

1 改正の趣旨

河合・宮川乗合タクシーの使用料の改定及び稲越乗合タクシーの新設に伴う改正

2 改正の内容

令和2年10月1日からの飛騨市公共交通網の見直しに伴い、既存路線の使用料改定及び路線の新設を行う予定であることから、当該条例について所要の改正を行うもの。

(1) 使用料の改定

河合・宮川乗合タクシーの使用料について、両町内での移動を一律200円に改定する。

(2) 路線の新設

稲越線の減便に伴う代替交通として、稲越線沿線及び桃源郷線沿線（稲越線運行地区内及び飛騨古川駅に限る。）を運行するデマンド型乗合タクシーを新設する。

3 施行日 令和2年10月1日